

Confidential



Discussion Only

秦野市 『脱炭素コンソーシアム』企業の皆様へ

## 脱炭素化実現に向けた弊社ソリューションのご案内

2023.6.2

三井住友ファイナンス&リース株式会社

Copyright© Sumitomo Mitsui Finance and Leasing Co., Ltd. All rights reserved.

# 会社概要

## 取締役会長

岡 省一郎

## 取締役社長

橋 正喜

## 資本金

150億円

## 株主構成

三井住友FG : 50%

住友商事 : 50%



従業員数  
連結

3,719名



海外拠点

北京・上海・広州・成都・香港・  
シンガポール・タイ・マレーシア・インドネシア・  
ロンドン・ダブリン・ニューヨーク・  
サンフランシスコ等10か国16拠点



取引先数  
約350,000社



国内拠点

北海道・宮城・石川・東京・大阪・  
名古屋・広島・香川・福岡 等  
(国内合計 32拠点)

## 国内関係会社

SMFLみらいパートナーズ株式会社



SMFL信託株式会社

SMFLビジネスサービス株式会社

ヤンマーククレジットサービス株式会社

## 海外関係会社



DMG MORI

FINANCE

## SMFLの特徴

Discussion Only

1. お客様のニーズに合わせたファイナンススキーム（リース・子会社活用のエネルギーサービス等）は勿論のこと、設備に関しても専門的な事業者と連携して多様なプランをご提案いたします。
2. エネルギー会社、各分野の実績のある事業者と連携する一方、工事、メンテナンスでは地元企業との連携も重視。
3. 豊富な国の省エネ・再エネ補助金活用実績  
(環境関連補助金で概ね200件/年以上)  
補助金申請～実績報告～成果報告のドキュメンテーション  
作成もサポートいたします。

## 環境省 地域脱炭素ロードマップ【概要】抜粋

Discussion Only

## 3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策

- 全国津々浦々で取り組む**脱炭素の基盤となる重点対策**を整理
- 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより**協力**
  - ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
  - ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
  - ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
  - ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
  - ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ**（再エネ×EV/PHEV/FCV）
  - ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
  - ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
  - ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

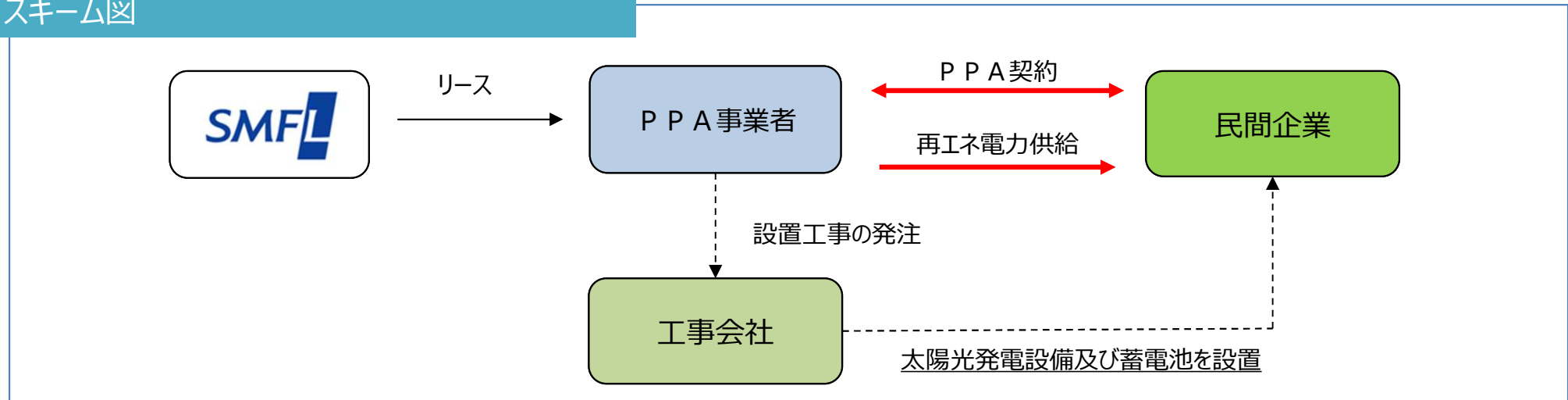
## 脱炭素施策事例のご案内

- ①事業所屋根載せ太陽光  
(1) P P A / (2) リース + 蓄電池
  
- ②遊休地や耕作放棄地活用型再エネ活用スキーム  
1万㎡以上の土地：営農型・P P A
  
- ③工場・事業所内のLED化や空調更新のリース

# ①- (1) 民間企業の屋根載せオンサイトPPA (売電契約) モデル

Discussion Only

## スキーム図



## 【想定スキーム】

- 事業ロケーション：工場の折板屋根が望ましい
- 太陽光発電容量：300kW以上の高圧施設が含まれることが望ましい
- PPAサービス内容：オンサイトPPA、蓄電池
- 事業期間：15～20年
- 補助金 以下のいずれかの環境省補助事業申請予定

## ①地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

**重点対策加速化事業 太陽光（PPA・リース）：5万円/kW、LED化の併用も可**

## ②PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

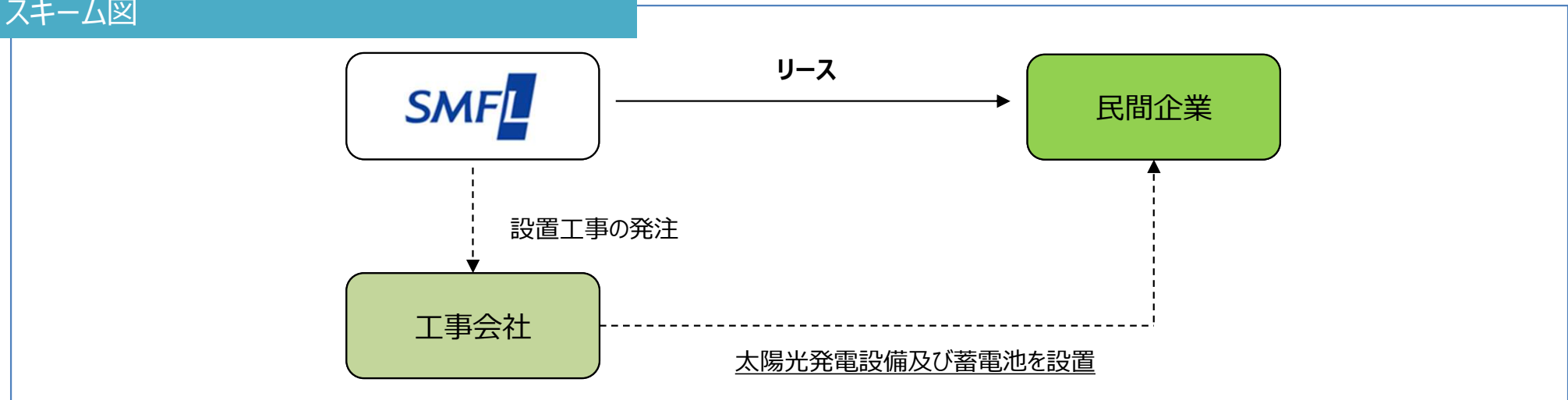
(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

PPA/リース：5万円/kW

# ①- (2) 民間企業の屋根載せ リース (売電契約) モデル

Discussion Only

## スキーム図



### 【想定スキーム】

- 事業ロケーション：事業所の屋根乗せ
- 太陽光発電容量：100kW以上の高圧施設が含まれることが望ましい
- リース期間：7～10年
- 補助金 以下のいずれかの環境省補助事業申請予定

#### ①地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

重点対策加速化事業 太陽光（PPA・リース）：5万円/kW、LED化の併用も可

#### ②PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

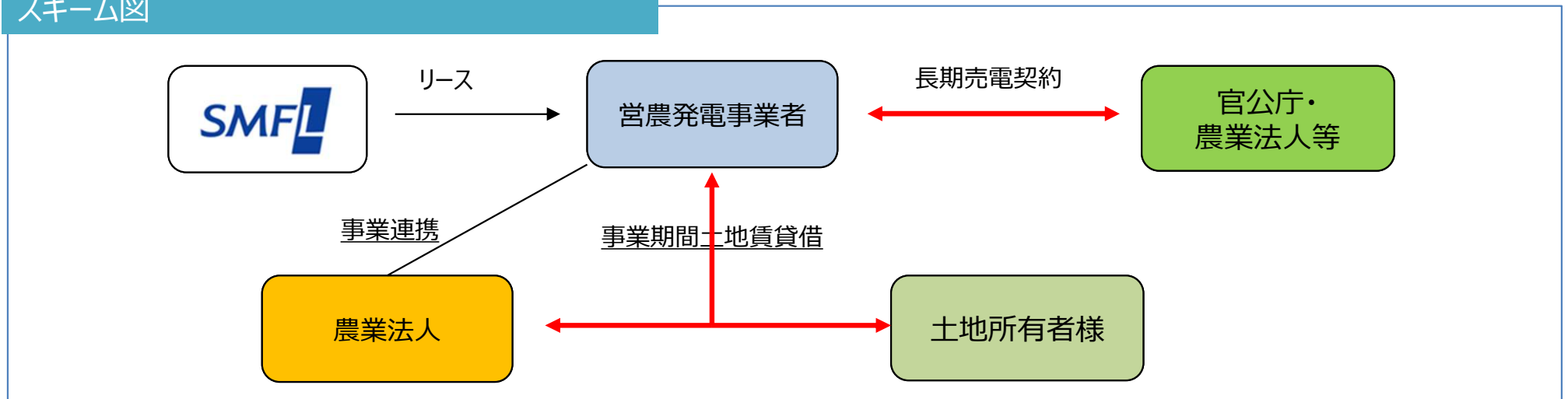
(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

PPA/リース：5万円/kW

## ② 耕作放棄地等における再エネ活用スキーム (営農型)

Discussion Only

スキーム図



### 【想定スキーム】

- 実施施設：区域内の耕作放棄地、空き地が対象。（10,000㎡以上の土地）
- 主な施策：営農型売電契約（発電事業者のご紹介、他地域で稼働する農業法人のご紹介も可能です）
- 事業期間：15～20年

### 【取組メリット】

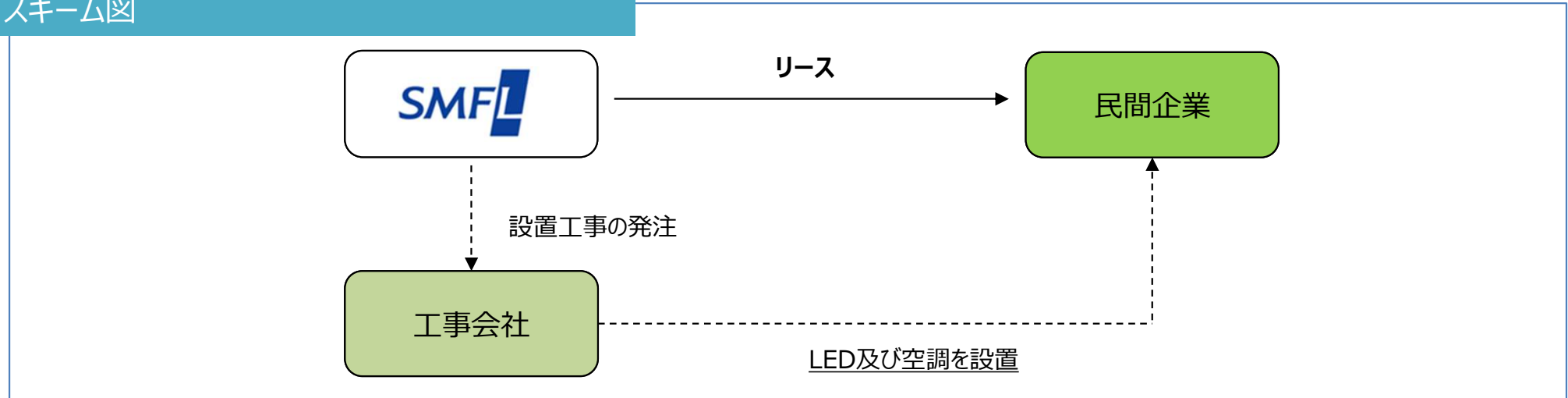
- 域内の不稼働の土地を有効活用することによりCO<sub>2</sub>削減に寄与します。
- 再生可能エネルギー需要家に長期間再エネ電力を供給します。
- 土地所有者は長期間土地賃料収入を得られます。
- 耕作放棄地を営農することにより農業振興及び地域の雇用に貢献します。



### ③工場・事業所内のLED化・空調更新 リース (売電契約) モデル

Discussion Only

## スキーム図



## 【想定スキーム】

- ▶ 実施施設：民間企業の事業所
- ▶ 主な施策：LED一括更新、空調更新（リース期間中設備メンテナンス対応）
- ▶ 事業期間：7～10年
- ▶ 補助金 以下のいずれかの環境省補助事業申請予定
  - 省エネルギー投資促進支援事業（S I I / 経済産業省）
  - 工場・事業所における先導的な脱炭素化取組推進事業（S H I F T 事業/環境省） 等

- 導入コスト削減に向けた補助金概要
- 環境省の地域脱炭素ロードマップ
- 弊社の自治体様向けビジネスの概要

# 環境省：①地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

Discussion Only

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和4年度第2次補正予算（案）5,000百万円】



意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

### 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を拡大・加速化する。

### 2. 事業内容

民間と共同して意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し包括的に交付金により支援する。これにより、エネルギー危機に強い経済構造への転換を図るための「省エネ」や「再エネ・蓄エネのセット導入」等を地域ぐるみで全国に集中的に展開し、長期かつ大規模な需要創出を通じて脱炭素・経済成長（GX）に貢献する。

#### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

#### 2. 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

### 3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3等 重点対策加速化事業 2/3～1/3等）
■ 交付対象	地方公共団体等 <small>※和歌山県が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部3/4</small>
■ 実施期間	令和4年度

### 4. 事業イメージ



#### <参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

# 環境省：②再エネ利用補助金

Discussion Only

## 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度第2次補正予算(案) 9,000百万円】 環境省

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

### 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

### 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業  
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

\*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと

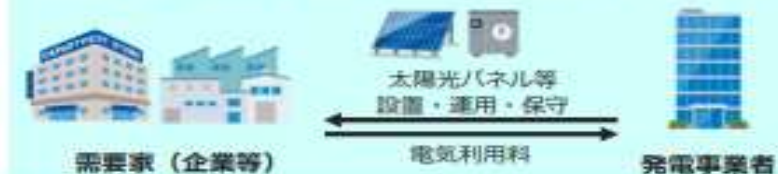
\*EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(メニュー別スライドを参照)
- 補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度

### 4. 事業イメージ

#### (1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



#### (3)-1 需要側設備の運転制御によるデマンド・サイド・フレキシビリティ創出



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 経産省：③省エネルギー設備更新に関する補助金

Discussion Only

## 省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

(省エネルギー投資促進支援事業費補助金、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金)

資源エネルギー庁省エネルギー・  
新エネルギー部省エネルギー課

令和4年度補正予算額 **500 億円** (国庫債務負担含め総額1,625億円)

事業の内容
<p><b>事業目的</b></p> <p>本事業は、工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こします。</p> <p><b>事業概要</b></p> <p>(1) 先進事業 工場・事業場において大幅な省エネを実現できる先進的な設備の導入を支援します。</p> <p>(2) オーダーメイド事業 個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。</p> <p>(3) 指定設備導入事業 省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。</p> <p>(4) エネルギー需要最適化対策事業 エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>補助 (定額) (2/3、1/2、1/3、1/4)</p> <p>国 → 民間企業 → 民間企業等</p> <p>(1) 補助率：中小企業2/3、大企業1/2 上限額：15億円 (非化石転換設備の場合は20億円)</p> <p>(2) 補助率：中小企業1/2、大企業1/3 ※投資回収年数7年未満の事業は、中小企業1/3、大企業で1/4 上限額：15億円 (非化石転換設備の場合は20億円)</p> <p>(3) 補助率：1/3、上限額：1億円</p> <p>(4) 補助率：中小企業1/2、大企業1/3、上限額：1億円</p>

成果目標
<p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策 (2,700万kl程度) 中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、省エネ量2,155万klを目指します。</p>

# 環境省：④SHIFT補助金

Discussion Only

## 脱炭素経営によるサプライチェーン全体での脱炭素化の潮流に著実に対応するための 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和5年度予算額 3,685百万円（3,700百万円）】  
【令和4年度第2次補正予算額 4,000百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。  
※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してサプライチェーンの脱炭素化に取り組む先導的なモデルを創出する。

### 2. 事業内容

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**  
中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援  
※CO<sub>2</sub>排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援**
  - 標準事業** 工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新を補助（補助率：1/3、補助上限：1億円）
  - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム単位でi) ii) iii) の全てを満たすCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新を補助（補助率：1/3、補助上限：5億円）
    - 電化・燃料転換
    - CO<sub>2</sub>排出量を4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
  - 中小企業事業** 中小企業等によるCO<sub>2</sub>削減計画に基づく設備更新に対し、以下のi) ii)のうちいずれか低い額を補助（補助上限：0.5億円）
    - 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>（円）
    - 補助対象経費の1/2（円）
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助上限5億円）**  
Scope3削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2カ年以内で行う取組を支援（金融機関も参画の場合は重点支援）
- 補助事業の運営支援（委託）**  
CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ

事業者	支援・補助
CO <sub>2</sub> 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO <sub>2</sub> 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助 ・工場・事業場単位 ・主要なシステム単位 ・設備単位
CO <sub>2</sub> 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO <sub>2</sub> 排出量の管理・取引システムの提供

#### 【主な補助対象設備】



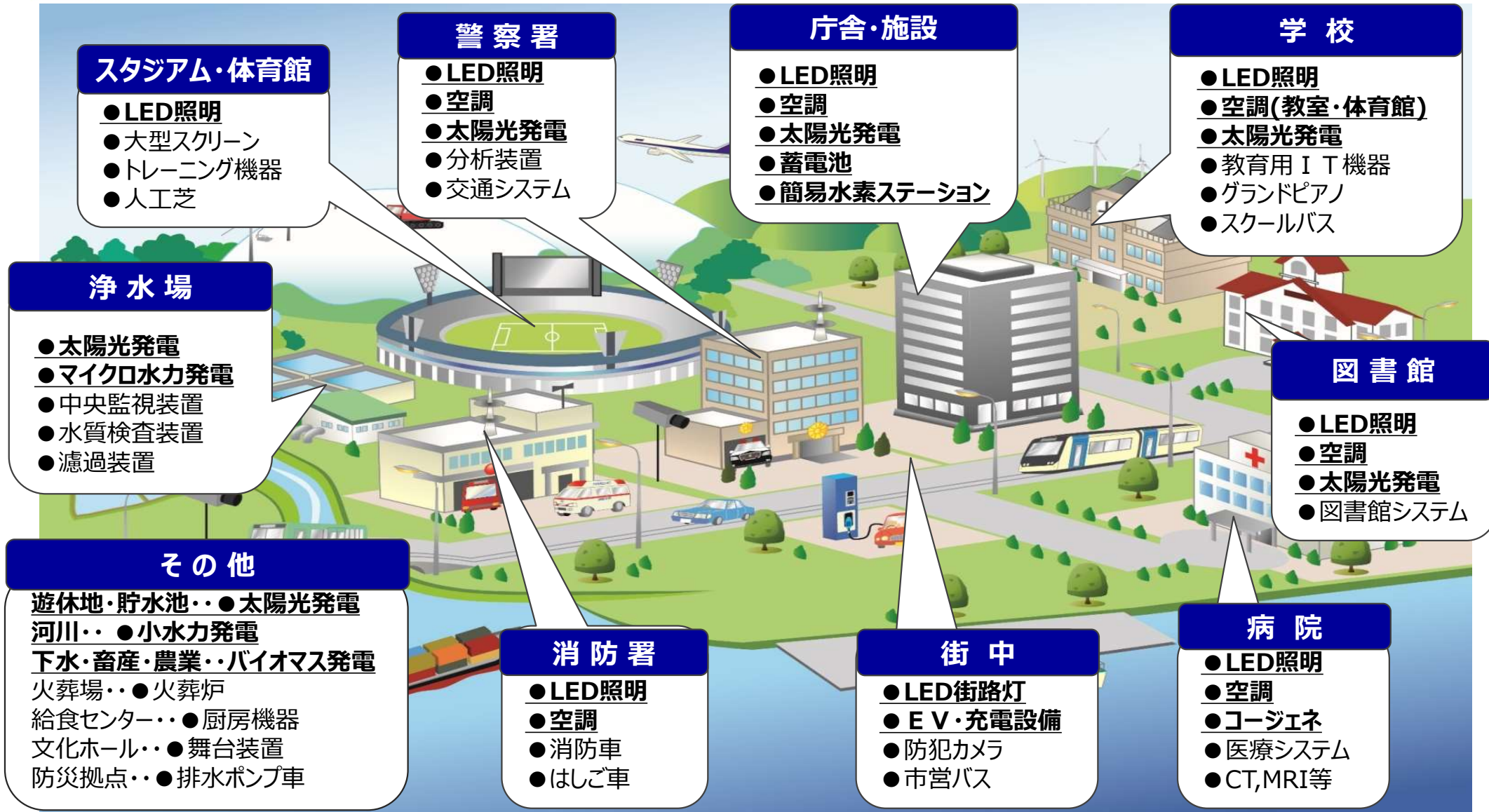
※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 公共施設におけるリース対象設備例

※太字下線は脱炭素機器

Discussion Only



ご清聴いただき、誠に有難うございました。



## ご留意事項

Discussion Only

1. 本件は、弊社において取り組むことを前提としておりますが、弊社が、本スキームの実施主体として単独であるいは他事業者との共同で、本スキームの実施のみを目的とする法人を設立して取り組む場合を含みます。
2. 本スキームは、税務・会計・法令の各方面から検討がなされていますが、本スキームに関して弊社が行った検討およびご提案は、あくまでも現時点において弊社が想定した税務・会計・法令上の効果および取扱いを記載したものに過ぎず、実際の税務・会計・法令上の効果および取扱いを保証するものではなく、これらの検討結果が必ずしも税務当局の見解と一致するとは限りません。  
なお、本スキームにより実施した取引に関する税務・会計処理は、弊社の財務・税務・会計上の取扱方針に従って行われるため、本スキームのご提案に記載された貴社の税務・会計処理とは一致しない場合があります。
3. 本書は、弊社による取引のコミットではありません。実際のコミットメントには弊社における社内手続を経ることが条件となります。
4. 本件リース料等あるいは取引の条件は、現在の金融情勢・経済情勢その他現時点において弊社が認識している事情をベースに算定しています。従って契約締結時にこれらの事情が変化している場合は、リース料その他取引の条件を改めて算出します。
5. 本件に関し、貴社・弊社双方お互いの知り得た内容については、機密厳守を基本とし、本ご提案内容は対外秘扱いにてお願い申し上げます。
6. 本提案書の有効期限は記載日付から30日間とします。 但し、有効期間内であっても経済情勢等の急激な変化により、内容が変化することがあります。

### 【お問合せ】

三井住友ファイナンス&リース株式会社 社会インフラ営業部 東京（担当：巽）TEL03-5219-6360

<https://www.smfl.co.jp/>